『よくわかる建築の安全衛生』追録

【P.2】「図１－２　労働災害による死亡者数の推移」

→　平成 28、29 年を追加します。

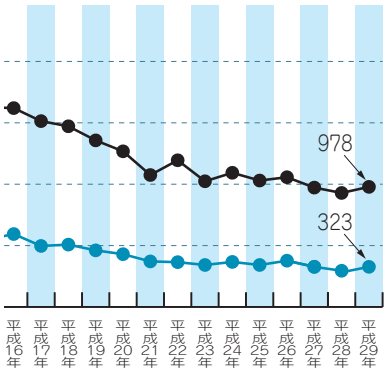

平成 28 年 (確定) 全産業 928 人 ／ 建設業 294 人
平成 29 年 (確定) 全産業 978 人 ／ 建設業 323 人

【P.3】　１－２　建設業における労働災害の特徴

→　円グラフ、本文１～２行目を、平成 29 年確定値を反映した内容に差し替えます。

建設業のうち建築に関する死傷災害を「事故の型」別にみると、足場やはしごなど高所からの墜落・転落が最も多く、他に建設機械などによるはさまれ・巻き込まれ、転倒、材料等の飛来・落下等がある。

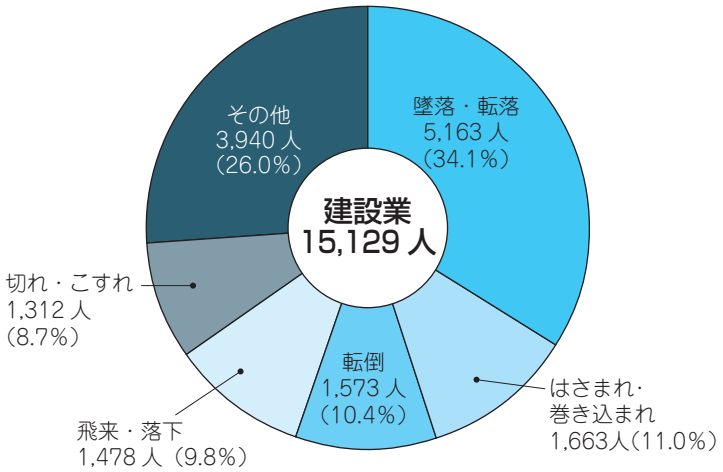

図１－３　事故の型別でみた死傷災害（平成 29 年確定値）

【P.12】　２－３　安全帯

→　法改正に伴い、本文を以下に差し替えます。また、目次も変更します。

２－３　墜落制止用器具

墜落制止用器具は、高所といわれる高さが２ｍ以上での墜落の危険がある場所での作業や指示のある作業のときに使用する。墜落制止用器具は、安全帯ともいわれ、労働安全衛生法の規格に適合したものを正しく装着し、確実にそして安全に取り付けることができる設備に取り付ける。墜落制止用器具の使用に際しては、ベルトやロー

プなどに損傷がないことを確認し、その取り付け位置は自分の腰より高いところとする。

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となる。ただし高さ6.75ｍ以下（一般的な建設作業の場合は５ｍ以下）は、場合により「胴ベルト型（一本つり）」を使用することができる。

フルハーネス型の墜落制止用器具を用いる作業（ロープ高所作業を除く）は、特別教育を修了した者が行う。

【 イラストのキャプション 】

図２－６　安全帯　　⇨　　図２－６　墜落制止用器具

【P.23】２行目　（１）足場での作業

→　７行目「～衛生規則に規定されている。」の末尾に、以下を追記します。

足場の組立て、解体又は変更の作業は、「足場の組立て等特別教育」を修了した者が行う。